

EFRAG、欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) 改訂の公開草案を公表

EFRAG（欧州の財務報告諮問グループ）は、2025年7月31日にESRS改訂の公開草案（以下、「本公開草案」という）を公表しました。

サステナビリティ

ESRS



News

- 本公開草案は、2025年2月に欧州委員会（EC）にて公表された**オムニバス法案**を踏まえ、**ESRSの簡素化**を目的としたものです。
- 本公開草案は、ESRSについて以下の提案をしています。
 - ① **ダブルマテリアリティ評価プロセスの簡素化**
 - ② サステナビリティステートメントの読みやすさの向上、企業報告全体とのつながりを改善
 - ③ 全般的な要求事項とトピック別の要求事項の関係を改善
 - ④ より理解しやすいものとするための基準の明確化
 - ⑤ その他の負担軽減措置の検討
 - ⑥ IFRS®サステナビリティ開示基準（以下、「ISSB™基準」という）との相互運用可能性の改善
- EFRAGは公開草案に寄せられたコメントを踏まえ、再審議したうえで、**2025年11月30日までにECへ技術的助言を提出する予定**です。



Background

- 欧州連合（EU）では、2024年度から欧州企業サステナビリティ報告指令（CSRD）及びESRSに基づく報告制度が段階的にスタートしています。
- しかし、企業等から、ESRSに基づく情報は**過度に詳細で複雑なものである等のコメントが寄せられました**。これを踏まえ、ECは、EUの競争力の向上と事務負担の軽減を目的として、2025年2月に**オムニバス法案を発表し、EFRAGに対して、ESRSを簡素化する提案を提出するよう**に依頼しました。
- 上記を踏まえ、EFRAGは、本公開草案を公表しています（コメント期限：2025年9月29日）。



Insight

- **要求されるデータポイントの大幅な削減（現行ESRSより約57%減少）を含む、現行のESRSからの大きな変更が提案**されています。
- **日本企業の在欧州子会社等について、本公開草案の影響を反映したESRSの適用が今後想定されることから、改訂の動向を注視する必要があります。**
- 改訂後のESRSは、欧州でビジネスを展開する日本企業グループに今後適用される、**現在開発中のEU域外企業向けESRSへ影響を及ぼす可能性があります。**

1. 本公開草案公表の経緯

欧州委員会（EC）は、2025年2月にEUの競争力の向上および企業の事務負担の軽減を目的としてオムニバス法案を公表し、同3月、EFRAG（欧州の財務報告諮問グループ）に対してESRSの改訂に関する技術的助言の提出を要請しました。これを踏まえ、EFRAGは、ESRSの改訂に係る本公開草案を2025年7月31日に公表しています。

2. ESRSとは

ESRSは、2つのトピック横断的な基準と10個のトピック別の基準から構成されており、各トピックは4つの報告領域（①ガバナンス、②戦略、③インパクト、リスクおよび機会（IRO）の管理、④指標および目標）で構成されています。

ESRSはECによって委任法令として採択されており、CSRDに基づきサステナビリティ情報を報告する際には、ESRSに従って開示を作成することが要求されています。欧州では、2024年度から、欧州の規制市場に上場する企業において、ESRSを適用したサステナビリティステートメントが既に発行されています。

3. 本公開草案における提案

EFRAGは、ESRSの簡素化のために6つの重要なレバー（lever）を特定しています。それぞれのレバーに関する本公開草案における提案の概要は、以下のとおりです。

(1) ダブルマテリアリティ評価プロセスの簡素化

ESRSは、インパクト・マテリアリティおよび財務マテリアリティの両方の観点（いわゆるダブルマテリアリティ）での評価を求めています。実務上、ダブルマテリアリティの評価は大きな負担になっています。この点、ESRS適用企業からのフィードバック等を踏まえ、本公開草案では主に以下の修正が提案されています（本公開草案BC48-53項）。

- **ESRSが「適正表示の枠組み（fair presentation framework）」であることをより強調する記載を追加**（これにより、ESRSが単なるコンプライアンス作業として過度な負担を求める報告となるリスクを軽減できるとされている）
- **ダブルマテリアリティ評価プロセスが過度に複雑にならないよう、通常、ビジネスモデル等を踏まえた「トップダウンアプローチ」で検討することを記載した「実務上の留意点（practical considerations）」のセクションを追加**
- **サステナビリティステートメントに含まれる情報をより効果的に提供できるように、「重要性がある情報」の役割を明示し、すべてのデータポイントに適用されることを明確化**

- インパクトについて重要性を評価する際に、**実行した予防・緩和・是正策の方針とアクションをどのように考慮するかに関するガイダンス**を追加
- 報告する情報が過度に詳細にならないよう、用語の修正や明確化を行うほか、サブトピックの開示に関連する強制力のないガイダンスを追加
- 「重要性がある事項（material matter）」という用語を「重要性があるインパクト、リスクおよび機会について報告すべき事項」に修正
- ESRS 1号「全般的要求事項」のトピックリスト（従来のAR16）について、「トピック」、「サブトピック」、「サブサブトピック」の3段階であったものを「トピック」（10個）および「サブトピック」（34個）の**2段階に修正**
- 適切な粒度での報告を行うため、**情報の集約および分解に関する規準**をより強調

(2) サステナビリティステートメントの読みやすさの向上、企業報告全体とのつながりを改善

既存のサステナビリティステートメントにおいて、重要な情報と、詳細なデータポイントが混在していること等を踏まえ、本公開草案では主に以下の修正が提案されています（本公開草案BC56-60項）。

- サステナビリティステートメントの冒頭に「**エグゼクティブ・サマリー**」を記載するオプションを導入
- 詳細な情報について、**付録（Appendices）**やセクションを設けて開示するオプションを導入

(3) 全般的な要求事項とトピック別の要求事項の関係を改善

ESRS 2号「全般的開示」は、横断的な観点から方針・アクション・目標（PAT）に関する開示を求めている一方、ESRSのトピック別基準においてPATに関する詳細なデータポイントの開示も求めているため、開示要求事項に重複や繰り返しがあり、過度に詳細な情報の開示が行われています。これを避けるため、本公開草案では主に以下の修正が提案されています（本公開草案 BC61-65項, Appendix 3）。

- PATに関連するものを中心に、ESRS 2号における横断的開示要求事項を維持する一方、ESRSトピック別基準において「開示しなければならない（shall）データポイント」の一部を削除または強制力のない例示ガイダンス（NMIG）に移動させることで、**要求されるデータポイントを大幅に削減（全体で約57%減少）**
- PATに関する開示は、企業が有している場合にのみ報告すべきこと、及び実施する計画やスケジュール、またはそれを持たない理由についての開示は要求しないことを明示

(4) より理解しやすいものとするための基準の明確化

ESRSの適用における要求事項（AR）のセクションに「開示しなければならない（shall）データポイント」と「開示してもよい（may）データポイント」が混在しており、「開示してもよい（may）データポイント」についても省略する場合は重要性でないことを示す必要があるという誤解から、報告の負担が増える一因となっています。そのため、必須の要求事項と強制力のない事項の特定を容易にし、負担を軽減するため、本公開草案では主に以下の修正が提案されています（本公開草案BC 67-68項）。

- 「開示してもよい（may）データポイント」の категориを削除
- 必須のARに関するパラグラフをそれぞれの属する開示要求事項の下に移動し、強制力のないデータポイントは公開草案本文から削除のうえ、NMIGに移動

(5) その他の負担軽減措置の検討

データ収集作業の負担を軽減するため、本公開草案では主に以下の修正が提案されています（本公開草案BC69-84項）。

- マテリアリティ評価、バリュー・チェーンの範囲の決定及び指標の開示について、ISSB基準での取扱いを考慮し「報告時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報」の使用に関する負担軽減措置を導入
- 予想される財務影響に関して、定量的な情報開示の負担軽減措置として以下の2つのオプションを提示
 - オプション1：一定の条件を満たした場合に定量情報の開示を免除（ISSB基準に沿った措置）
 - オプション2：定性情報のみを必須とし、定量情報の開示を任意とする
- バリュー・チェーン指標のインプットについて、実行可能性と信頼性の観点を強調するとともに、見積りより直接取得したデータの使用を優先するとしたESRS 1号の規定を削除
- 重要性がない活動について、指標の計算対象から除外することが可能
- レジリエンス情報の開示をリスクに関するものに限定するとともに、定性情報のみ必須、定量情報は任意開示とする
- 財務影響の開示について、将来の投資や計画の情報は公表されているものに限ることを明確化
- 子会社や事業を取得または処分した際の取扱いの明確化

- 自社の活動（own operations）の範囲は連結財務諸表の範囲に準拠して決定すること、また、GHG排出に関する報告については一部経営支配力アプローチに基づく追加開示が必要であることを明確化

また、公開草案では提案されていないものの、以下の項目については検討が続けられています。

- バリュー・チェーン情報の範囲に制約を設けるCSRDの規定について、任意でサステナビリティ開示を行う中小企業向けのESRS（以下「VSME基準」という。以下5.(3)を参照）に規定されているものに限るとする措置
- 商業的な機密に属する情報に関する措置
- 金融機関におけるバリュー・チェーンの明確化

(6) ISSB基準との相互運用可能性（Interoperability）の強化

ISSB基準との相互運用可能性の改善に向けて、本公開草案では主に以下の修正が提案されています（本公開草案BC95項）。

- ISSB基準と共通する要件の文言については、可能な限り同じ文言を採用
- IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」同様、「適正な表示」の枠組みを重視
- サステナビリティステートメントは、利用者のニーズを満たす重要な情報を含むことを明確化
- GHG排出量の報告境界をGHGプロトコルの財務支配力アプローチと整合する「財務連結アプローチ（financial consolidation approach）」に置き換え
- 「IFRS S2号の産業別ガイダンス」および「SASBスタンダード」の参照を恒久化
- ISSB基準と同様の負担軽減措置の導入（(5)参照）
- 一方で、ISSB基準で開示が要求されているデータポイントを一部削除する点、およびスコープ1、2のGHG排出量を連結会計グループとその他の投資者に分解する規定を削除する点等、相互運用可能性を一部損なう改訂も提案されています（公開草案BC98-100項）。

4. 今後の予定

本公開草案は、2025年9月29日を期限としてコメント募集が行われています。EFRAGは公開草案に寄せられたコメントを踏まえて審議したうえで、2025年11月30日までにECへ技術的助言を提出する予定です。その後、ESRS改訂はECでの検討を経て、2026年上期中に最終化される見込みです。

5. 本公開草案以外のEUにおけるサステナビリティ情報の開示に関する最近の動向

(1) 現行ESRSの応急処置的（Quick fix）改訂

2025年7月、ECは2024年度からESRSでの開示を行っているEUの規制市場における上場企業に適用されている現行ESRSの「応急処置的な」改訂を公表しました。これにより、ESRSの経過措置の適用対象期間や適用対象企業が拡大されています。本改訂は、2025年1月1日以降に始まる報告年度から適用される予定です。

(2) EUタクソノミー規則の改訂

2025年7月、ECはEUタクソノミー規則の改訂を公表しました。これには、報告テンプレートおよび開示するデータポイントの大幅な削減、重要性の閾値の導入、サステナブルな経済活動かどうかの一部判定（汚染に関し「著しい害を与えない」かどうかの判定）の基準を簡素化する、金融機関への負担軽減措置の導入、といった、報告の簡素化を骨子とするものです。本改訂は2025年の報告期間から適用されますが、適用を2026年の報告期間まで延長する経過措置も設けられています。

(3) VSME基準

2025年7月、ECは中小・零細企業が大規模企業や金融機関からサステナビリティ情報の依頼を受ける際にEFRAGが開発したVSME基準の使用を勧告する文書を公表しました。同VSME基準は、ESRSの開示要求事項よりも簡素化されたもので、零細企業が適用する一般情報、環境指標、社会指標及びガバナンス指標に関する11の開示要求事項を定める基本モジュールと中小企業に求める基本モジュールに加えて9つの追加開示要求事項を定める包括的モジュールから構成されています。なお、同VSME基準は暫定的なものです。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。